

人材紹介基本契約書

(以下、「甲」という)と株式会社ジョブロード(以下、「乙」という)は、乙が甲に対して行う人材の紹介について、以下のとおり人材紹介基本契約書(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条 (目的)

甲は、乙に対し、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件(以下、称して「求人条件」という。)を示し、これに基づき乙が情報を有する求職者を紹介する業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 (紹介の依頼)

1. 甲は、本契約の有効期間中、乙に対して、求人条件を明示する文書(以下、「求人票」という。)を書面、電子メールその他の方法により交付し、人材の紹介を依頼するものとする。
2. 乙は、求人票記載の情報、甲から提供された情報、および乙が独自に収集した甲に関する情報を、求職者に対して開示・提供することができるものとする。ただし、甲から提供された情報のうち、甲が求職者に対して、開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではない。

第3条 (紹介)

乙は、求人条件に適合可能性がある人材のうち、甲に応募する意思があり、かつ、甲の社風等求人条件以外の条件を加味して乙が適切と判断した人材(以下、「候補者」という)を、甲に対して紹介する。

第4条 (採用選考)

1. 甲は、書類選考、面接等を実施の上、候補者を適当と認めた場合には、自己の責任で、当該候補者を採用するものとする。
2. 甲は、候補者に関して、採用のための適性検査、身元調査、リファレンスの照会およびその他の調査を行う必要がある場合には、全て甲の責任において行うものとする。
3. 甲は、乙に対して、候補者の採用・不採用の決定をすみやか通知するものとする。候補者の採用を決定した場合は、想定年収の額も併せて通知するものとする。
4. 甲は、候補者の採用を行わなかった場合には、乙が候補者の情報はすべて甲の責任において破棄するものとする。

第5条 (労働条件の確認)

甲は、第4条第1項に基づき候補者の採用を決定した場合には、当該候補者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書を自己の責任において交付するものとする。

第6条 (甲の義務)

1. 甲は、乙の了解を得ずに、候補者と直接連絡をとらないこととする。ただし、第4条第3項に定める通知のうち採用の通知後は、この限りではない。
2. 甲は乙が候補者を紹介した後に、当該候補者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。

第7条 (差別的取扱の禁止)

甲は、採用選考の際、候補者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱ってはならない。

第8条 (確認事項)

甲は、本契約に関して、以下の事項を確認し、承諾するものとする。

- (1) 履歴書・職務経歴書その他の応募書類が候補者の責任において作成されたものであること
- (2) 乙は、自己が開示・提供した情報の正確性および完全性につき保証しないこと
- (3) 候補者が、甲において就業を開始した後に、当該候補者の行為によって、甲または第三者に損害を与えた場合に、乙が責任を負わないこと
- (4) 候補者の入社に関して、乙は人材の身元保証人としての地位にないこと
- (5) 候補者が、他企業の求人に応募する場合があること
- (6) 乙が求人条件および甲の企業情報（甲が事前に開示・公開を希望しない旨を指定したものものをのぞく）を、候補者を募集するために乙が運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開すること

第9条 (紹介手数料)

1. 甲は、甲が採用を決定した候補者が在留資格認定を受けて甲に入社（雇用契約の締結に限らず、その他の形式での就業も含む、以下同様とする）した場合、乙に対し、下記の計算式で算定される紹介手数料を支払う。

● 紹介手数料＝ 円

2. 乙は、甲が採用を決定した候補者が甲に入社しなかった場合又は甲に入社した候補者が入社日から以下の期間内に求職者の自己都合により退職した場合、甲に対して、下記の割合で紹介手数料を返還する。

- (1) 入社しなかった場合 : 100%
 - (2) 入社から 1 か月以内の退職 : 80%
 - (3) 入社から 1 か月超 3 か月以内の退職 : 50%
3. 乙は、甲が採用を決定した候補者が在留資格認定を受けた又は甲に入社した後、遅滞なく、甲に対し、第 1 項の紹介手数料に消費税を加えた金額を請求する。甲は、当該金額を、乙が請求した日の属する月の翌月末までに、銀行振込により支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料は、甲が負担するものとする。
4. 甲は、候補者を不採用と判断して乙に通知した後、当該通知日から起算して 1 年以内に当該候補者を入社させたときは、乙の紹介によって入社したものとみなし、甲は本条に定める紹介手数料を乙に支払うものとする。

第10条 (個人情報の取扱い)

1. 乙は、甲が候補者を選考するにあたって必要と認められる限度において、候補者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下、「個人情報」という。）を甲に対して開示・提供するものとする。なお、候補者の病歴、併願状況などの求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該候補者の個別の承諾を得ない限り、乙は甲に対して開示・提供しない。
2. 甲は、前項に基づき乙より提供された、候補者（採用に至らなかった者も含む）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとし、本契約の有効期間中および本契約終了後も、採用選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。
3. 甲は、候補者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨乙に通知しなければならない。この場合、甲は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせるものとする。

第11条 (機密保持)

1. 甲および乙は、機密情報（次項に定義）を本契約の目的のみに利用するとともに、相手方の事前の承諾なく第三者（再委託先、自己の役員および従業員、並びに弁護士その他の法令上の守秘義務を負う者を除く）に提供、開示または漏洩してはならない。
2. 本契約において機密情報とは、第 10 条第 1 項に定める個人情報のほか、本契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により提供若しくは開示されたかまたは知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する情報であって、開示者が提供または開示の際に機密である旨明示したもの（口頭で開示されたものは、開示後 10 日以内に当該情報が機密情報に該当する旨の書面が提出されたもの）をいう。

3. 前項の規定に拘らず、以下の情報は機密情報に含まれないものとする。
 - (1) 相手方から提供若しくは開示がなされた時または知得した時に、既に一般に公知となっていた情報
 - (2) 相手方から提供若しくは開示がなされた後または知得した後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報
 - (3) 相手方から提供または開示を受けた時に、既に知得していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (5) 相手方から提供または開示を受けた情報に一切アクセスせず、それと無関係に独自に開発または創作した情報
 - (6) 相手方から機密保持の必要な旨書面で確認された情報
4. 第1項の規定に拘わらず、法律、裁判所、政府機関または金融商品取引所の命令、要求または要請があった場合には、甲および乙は、当該命令等に基づいて必要最小限の範囲で相手方の機密情報を開示することができる。
5. 甲または乙は、本契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、機密情報並びに機密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体およびその全ての複製物を返却または廃棄する。

第12条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、それぞれ相手方に対して、次の各号の事項を表明し確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと
 - (2) 自らの役員、実質的に経営を支配する者、従業員、株主、取引先、または顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと
 - (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前記に準ずる行為
2. 甲および乙は、本契約の有効期間内に相手方が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解

除することができる。この場合、本項に基づいて本契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害につき相手方に対して何ら責任を負わないとともに、自己に損害が生じた場合、相手方に対して当該損害の賠償を請求することができる。

第13条 （契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日より 1 年間とする。但し期間満了日の 1 ヶ月前までに甲乙双方またはいずれか一方から相手側に対し何ら意思表示がない場合には、本契約は同一条件にて更に 1 年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第14条 （損害賠償）

1. 甲および乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、現実には被った直接かつ通常の損害賠償の責を負うものとする。
2. 前項に定める損害賠償の額は、紹介手数料を上限とする。

第15条 （合意管轄等）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 （協議）

本契約に関し、定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合、本契約の当事者は、互いに誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印または署名の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：東京都渋谷区円山町 3 番 6 号

株式会社ジョブロード

代表取締役 友松 功一